

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで
ずっと納付していたと思っていたので、もう一度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳到達時に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金の加入期間において国民年金保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和37年に国民年金に加入した後、38年4月からA社において厚生年金保険被保険者となり、平成11年に退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に国民年金に再加入しており、国民年金被保険者期間の保険料は全て納付していることが確認できることから、夫婦は国民年金制度に対する理解及び保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、「仕事の合間を利用し、いつもB市役所で納付書により妻の国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人の保険料は、申立期間の前後約13年間にわたって現年度納付されることが確認できる上、前記のとおり、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人は、申立期間前後の生活状況に特に変化はなかったとしていることから、申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年12月まで
② 平成2年8月

申立期間①については、当時住んでいたA県B区から国民年金に加入するようという案内が届いたことにより国民年金に加入し、それ以来、B区に在る間は、B区役所において国民年金保険料を全て納付していた。

また、申立期間②については、C町（現在は、D町）に帰省し、家族と同居していた期間であり、家族は地域の納税組合に加入していたことから、私の国民年金保険料についても当然家族と一緒に納税組合に納付していたはずで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月25日に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと推認されることから、当該払出時点において、申立期間①のうち、同年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、B区役所の窓口において現年度納付することが可能な期間であり、申立人の主張と符合する上、申立期間①直後の49年1月から同年3月までの期間の保険料が現年度納付されていることから考えると、前述のとおり、納付意識の高さがうかがえる申立人が、当該期間の保険料

を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和47年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料は、前記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時点では納付が可能であったものの、当該期間の保険料を納付するには、過年度保険料として国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるところ、B区の現在の担当者は、「当時の過年度保険料については、B区役所の窓口では収納していなかった。」と供述していることから、申立人が、「同区役所の窓口で納付していた。保険料を銀行等で納付した記憶は無い。」としている主張とは符合しない。

申立期間②について、申立人は、「家族と一緒に納税組合に納めていたはずである。」と述べているものの、申立期間②に係る国民年金被保険者の資格の取得(平成2年8月12日)及び喪失(同年9月1日)の記録は、オンライン記録によると、6年2月28日に追加処理されていることから、当該処理が行われるまでの間は、申立期間②は未加入期間として取り扱われており、申立期間②の国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられ、追加処理時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、当該期間については、一緒に納付したとする申立人の元妻の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間①のうち、昭和47年12月から48年3月までの期間及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、平成13年4月1日から18年3月31日までA社に正社員として勤務し、定年退職後の同年4月1日に同社の嘱託社員として採用され、19年9月28日まで勤務した。18年4月の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された申立人の出勤簿及びB健康保険組合の「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄の申立人の退職日の記載が平成18年3月31日となっていることから判断すると、申立人が同年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所から提出された賃金台帳を見ると、申立人の平成18年4月の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成18年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「被保険者資格の喪失日を平成18年4月1日とすべきところ、誤って退職日である同年3月31日を喪失日として届け出た。また、厚生年金保険料は納付していなかった。」としていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、平成13年11月21日から18年3月31日までA社に正社員として勤務した。同社の退職日は18年3月31日であり、同年4月の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された公共職業安定所の雇用保険被保険者離職証明書の申立人の離職日の記載及びB健康保険組合の「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄の申立人の退職日の記載は、平成18年3月31日となっていることから判断すると、申立人が同年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の賃金台帳を見ると、申立人の平成18年4月の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成18年2

月の社会保険事務所（当時）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「被保険者資格の喪失日を平成 18 年 4 月 1 日とすべきところ、誤って退職日である同年 3 月 31 日を喪失日として届け出た。また、厚生年金保険料は納付していなかった。」としていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年6月30日から同年7月1日まで
厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、平成10年4月1日から16年6月30日までA社に臨時社員として勤務した。同社の退職日は16年6月30日であり、同年6月支給の給与から同年5月及び6月分の厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された公共職業安定所の雇用保険被保険者離職証明書の申立人の離職日の記載及びB健康保険組合の「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄の申立人の退職日の記載は、平成16年6月30日となっていることから判断すると、申立人が同年6月30日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の賃金台帳を見ると、申立人の平成16年6月支給の給与から同年5月及び6月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成16年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「被保険者資格の喪失日を平成16年7月1日とすべきところ、誤って退職日である同年6月30日を喪失日として届け出た。また、厚生年金保険料は納付していなかった。」としていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を20万円とすべきところ、誤って2万円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書（会社控）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として20万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を36万円とすべきところ、誤って3万6,000円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書(会社控)により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として36万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（36万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を44万円とすべきところ、誤って4万4,000円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書(会社控)により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として44万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（44万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を20万円とすべきところ、誤って2万円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書（会社控）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として20万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 30 日

平成 18 年 12 月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を 20 万円とすべきところ、誤って 2 万円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成 18 年度冬期賞与支給明細書（会社控）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として 20 万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を20万円とすべきところ、誤って2万円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書（会社控）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として20万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を18万円とすべきところ、誤って1万8,000円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成18年度冬期賞与支給明細書(会社控)により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として18万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額(18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業

主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（18万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年8月までの期間、49年12月から50年4月までの期間、54年1月から55年8月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年8月まで
② 昭和49年12月から50年4月まで
③ 昭和54年1月から55年8月まで
④ 昭和55年9月から61年3月まで

結婚前は亡くなった父が申立期間①、②及び③について、結婚後は夫が申立期間④について、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。

生前、父から「国民年金の保険料を何年納付すると受給資格を満たすのか。」と何度か聞かれた。「年金を子供たちのために、自分が納付している。」と私と夫と母に話していた。夫も、長女が生まれた昭和56年頃に「国民年金の保険料を納付書により納付してきた。」と言っていたことをはっきり覚えている。それなのにねんきん特別便が来て分かったが、申立期間①から④までの国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚前は父が、結婚後は夫が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。」と述べているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年7月22日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿に「取得年月日 S61.4.1、種 B」と記録されており、当該記録について、A市は、「申立人が昭和61年4月1日に3号被保険者として国民年

金に加入したことである。」と回答していることから、申立期間①から④までについては、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の夫は市役所職員であるところ、A市からは、「3号被保険者制度創設当時、市職員の配偶者に係る3号被保険者資格取得届については、C課で職員に周知徹底し、直接D課に提出してもらった。D課では、国民年金手帳記号番号の有無を市の被保険者名簿等により確認し、分からない人については、「氏名、生年月日及び住所」により社会保険事務所（当時）に照会した上で、記号番号の無い人に新規に付番した。したがって、この時に新規に付番された人は、それまで国民年金に未加入であったと思われる。」との回答を得ており、申立人の「申立期間①、②、③及び④について国民年金に加入していた。」とする主張とは符合しない。

さらに、申立人は、「父は既に死亡しており、夫は病気のため会話ができない。父及び夫以外に国民年金保険料を納付したことを証言してくれる人はいない。」と供述している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人、申立人の父及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年9月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年9月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

20歳前頃に国民年金へ必ず加入するよう書類が送られて来ていたので、父が昭和45年*月頃にA町役場で私の国民年金の加入手続を行った。「昭和38年頃からB納税貯蓄組合に加入しており、納税総額を12月で割った金額を毎月組合員が交代で集金し、納税貯蓄組合に国民年金保険料を納付していた。」と母から聞いている。

また、昭和48年4月からは、妻の国民年金保険料と一緒に納付している。それにもかかわらず、私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和45年*月頃に、私の父がA町役場で私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月31日以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は49年5月31日となっていることから、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該時点から48年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を新規取得していることがA町の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父は既に他界して

いる上、申立人は、「当時の納税貯蓄組合の資料は残っておらず、組合長も他界しているので、具体的なことは分からない。」と述べており、関係資料及び証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和 48 年 4 月からは妻の国民年金保険料と一緒に納付していた。」と述べているところ、申立人の妻は当該期間の国民年金保険料を現年度納付していることは確認できるものの、申立人は、前記のとおり、国民年金の加入手続が行われたものと推認できる 49 年 5 月 31 日時点では、申立期間②の保険料を納付するには過年度納付によることとなる上、申立期間②直後の同年 4 月から同年 9 月までについて、申立人の妻は保険料を納付期限内に納付しているが、申立人は同年 8 月 29 日に一括納付していることから、申立人の主張とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年10月までの期間及び48年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年10月まで
② 昭和48年4月から同年10月まで

父は、病気で会話ができなくなる前によく、私の国民年金保険料は自分が納付したと言っていた。申立期間当時、私は農業を手伝いながら、農閑期には出稼ぎに行き一部給料を渡していた。父が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、農閑期には出稼ぎに出ているため、父が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月22日に払い出されていることが確認できる上、A村の国民年金被保険者名簿に「取得年月日49.2.23、新・再取得 **新**、種別 **強**」と記録されており、当該記録について、A村は、「申立人が昭和49年2月23日に初めて強制被保険者として国民年金に加入したことである。」と回答していることから、申立期間①及び②については国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「父は病気のため会話ができない。父以外に国民年

金保険料を納付したことを証言してくれる人はいない。」と供述している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森厚生年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

申立期間当時、A社商品の販路開拓のため、B営業所を開設してほしい旨の相談がA社の社長であった兄からあり、C県D区にB営業所を開設し、所長として勤務していた。給与はA社の本社より送金され、保険料等も差し引かれていた。通院の際、本社から健康保険証を送ってもらって使用した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B営業所の所長であったことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 60 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料の控除等について関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人、複数の元役員及び元同僚は、昭和 44 年 10 月当時の社会保険事務担当者について記憶が無く、46 年 2 月からの経理担当者は所在不明、47 年 4 月から社会保険事務を担当していた社員は死亡しているほか、前述の複数の元役員及び元同僚からも厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の適用事業所になった昭和 44 年 5 月 1 日から 49 年 5 月 1 日ま

での期間の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 6 月まで

私は、昭和 39 年に公共職業安定所から紹介を受けて、同年 10 月 1 日から 41 年 6 月まで、A 県 B 区の C にあった D 店の「E」又は「F」に勤務した。それにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び元従業員の申立事業所に関する証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が G 社の D 店に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、G 社は、昭和 29 年 6 月 1 日に設立されたものの、「H 店」という事業所名で 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 39 年 10 月から 41 年 4 月までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、商業登記簿謄本により、G 社は現存していることが確認できるものの、同社に文書照会を行ったが、宛所不明により返戻されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が元同僚として名前を挙げた 10 人のうち 8 人は名字又は名前のみしか記憶しておらず、本人を特定することができない上、他の二人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録が無く、連絡先不明なことから、証言を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無いほか、当該事業所において厚生年金保険の加入記

録が確認できる元従業員6人から聴取したものの、いずれも「申立人の氏名、当時の会社における厚生年金保険の取扱いについては、記憶が無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月18日から10年5月末まで
② 平成13年1月10日から同年6月27日まで
③ 平成14年5月8日から同年9月1日まで

申立期間①は、A社B工場に、申立期間②及び③は、C社にいずれも季節工で勤務していた。雇入通知書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していたA社B工場の雇入通知書及び雇用保険の加入記録から、申立人が平成9年11月18日から10年5月15日までの期間、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該期間について、A社本社人事部では、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届の控えが無いことから、資格取得していないことが確認できる。」「申立人の申立期間に係るD厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

また、E健康保険組合では、「申立人の申立期間に係る被保険者資格取得、喪失の記録が無いことから、加入していない。」と回答している。

さらに、A社本社人事部では、「厚生年金保険の加入については、各工場の総務担当者から書類が上がってきて、本社が加入手続をしているが、厚生年金保険に加入させる場合は、年金手帳も預かり、本社で加入記録を記録して返している。」と供述しているところ、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚7人に照会し、全員から回答を得られ、いずれも申立人と別の工場で勤務していたと回答しているものの、「自分の年金手帳にはA社の加入記録が記録されている。」と述べている上、申立人の年金

手帳には加入記録が記録されていない。

加えて、申立人と勤務先は別であったものの、上記回答の得られた同僚のうち一人は、「厚生年金保険に加入するか、事務担当者から意向確認された気がする。」と述べている。

その上、申立期間のうち平成9年11月から10年3月までは、国民年金の申請免除期間とされているほか、F市は、「申立人の国民健康保険の加入記録は、7年12月12日取得、13年8月25日喪失（社会保険加入による）」と回答しており、申立期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

申立期間②及び③について、C社の雇入通知書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないほか、商業登記簿謄本から、当該事業所は平成20年5月にG社に合併し解散していることから、G社に照会したところ、同社は、「申立人の在籍は確認できるが、C社では、雇用保険と労働保険のみ加入で、厚生年金保険には加入させていなかった。給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社が保管していた申立人に係る13年6月分の個人別給与台帳により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、G社が加入しているH国民健康保険組合に加入記録を確認したところ、同組合は、「C社の加入記録が無いことから、申立人について確認が取れない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月頃から 56 年 10 月頃まで
② 昭和 56 年 12 月頃から 58 年 8 月頃まで
③ 平成 2 年 6 月頃から 13 年 2 月頃まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）でC社製品をD方面へトラックで配送していた。申立期間②については、E社でF工場からG製品の材料をH県、I県の工場へ配送していた。申立期間③については、J社でK業務として改修工事に従事していた。

いずれの事業所においても厚生年金保険に加入し、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるにもかかわらず、加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する記憶及び元従業員の証言並びに雇用保険の一部加入記録から、申立人は申立期間頃、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元従業員の一人は、「A社では、採用時に、社会保険に加入するかどうか希望を聞いていた。寮に入っている人の中には加入していない人もいたようだった。」と供述し、他の元従業員は、「採用後、数年してから厚生年金保険に加入したことになるのはおかしい。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、現在の事業主は、「当時の社会保険関係の書類は廃棄しているため、在籍の有無、厚生年金保険への加入手続、保険料の控除、納付等につ

いては確認できず不明である。当時の事業主は既に死亡し、社会保険事務担当者は10年以上前に退職している。当時、加入させるための基準を設けていたのか、どういう取扱いをしていたのか聞いたことはないので、当時のことは分からない。申立人が加入していないとすれば、何か事情があったのではないか。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、オンライン記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、事業主及び元同僚の名前を記憶していないことから、当時の関係者から申立期間当時の申立人の勤務実態等について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、L地方法務局M出張所では、「申立事業所の商業・法人登記は見当たらない。」と回答しているほか、N商工会議所では、「E社という名称は、申立期間当時から現在も会員ではない。」、O協会M支部事務局長は、「当協会支部には5年前からの書類しか残っていないが、それを見る限り会員になっていない。」と回答している。

さらに、当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は、「J社ではK業務として改修工事業務に従事していた。」と述べているものの、当時の事業主は、「申立人は社員ではなく、一人親方としての仕事をしていました。当時は、社員より一人親方のほうが収入が多かったので、現場ではそういうやり方をしていた人たちはいた。一人親方は厚生年金保険には加入させていないため、保険料は控除していない。厚生年金基金、健康保険組合、雇用保険にも加入させていないはずだ。」と回答している。

また、当該事業所が加入していたP厚生年金基金及びQ健康保険組合では、「申立事業所において、申立人の加入記録は存在しない。」と回答している上、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち二人は、「申立人の記憶はあるが、申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と回答しているほか、他の一人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月27日まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和45年10月から46年3月30日まで
④ 昭和46年11月19日から47年6月2日まで
⑤ 昭和47年11月15日から48年4月20日まで

毎月、厚生年金保険料は会社から差し引かれていた。延べ7年間の中で、1年目（A社、昭和42年11月1日から43年3月31日まで）と7年目（B社、48年11月16日から49年4月21日まで）の約1年分しか厚生年金保険をもらっていない。中間の5年間において、申立期間のとおり、B社で厚生年金保険が2年半分欠落している。季節労働者なので、10又は11月から翌年3又は4月まで勤務に行った。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が名前を挙げた当時の複数の同僚等の供述により、申立期間③から⑤までについては、雇用保険の加入記録により、申立期間頃において申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人はいずれも、申立人と同様、雇用保険には加入しているが、厚生年金保険には加入しておらず、申立人が名前を挙げた別の当時の社員一人は、当初4か月について雇用保険には加入しているものの、厚生年金保険は未加入となっており、当該事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる上、当該3人から、申立内容を裏付ける

関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、現在のC厚生年金基金は、「申立人について申立期間の加入員記録は無い。日本年金機構の厚生年金保険被保険者記録と当厚生年金基金の加入記録は一致する。」と回答しているところ、申立人のオンライン記録は、当該事業所の被保険者原票及び厚生年金基金の加入記録と一致している。

さらに、オンライン記録では、当該事業所は平成15年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、法人登記簿謄本によれば、当該事業所は既に解散している上、解散した当時の事業主は、「申立期間当時の資料は無い。申立期間当時の事業主は死亡した。当時の総務部長に聞いてみたところ、申立人は覚えていたが、申立内容を裏付けることはできなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 20 日から同年 9 月頃まで
② 昭和 62 年 1 月 26 日から同年 5 月 16 日まで
③ 昭和 63 年 2 月 16 日から平成元年 2 月 16 日まで

私は、昭和 61 年 2 月 3 日から同年 9 月頃まで A 社に事務員として勤務したが、同年 3 月 20 日から同年 9 月頃までの期間、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 62 年 1 月 13 日から平成元年 2 月 16 日まで B 社に事務員として勤務したが、昭和 62 年 1 月 26 日から同年 5 月 16 日までの期間及び 63 年 2 月 16 日から平成元年 2 月 16 日までの期間、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する記憶及び元従業員の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間に、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所は昭和 61 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、平成 8 年 6 月 1 日に解散しているほか、元代表取締役は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人が当時の支店長として名前を挙げた二人のうち、厚生年金保険の加入記録のある一人は、「申立人は知っているが、いつからいつま

で勤務したかは覚えていない。」と供述しているほか、他の一人は名字のみしか記憶しておらず、本人を特定することはできない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和61年2月3日資格取得、同年3月20日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している上、申立期間のうち同年4月1日以降は、国民年金第3号被保険者となっている。

申立期間②について、申立人の業務に関する記憶及び元従業員の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間に、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の関係書類が残されていないことから、申立人が、当時、在籍していたのか、社会保険に加入させていたのか、厚生年金保険料を控除していたのか、納付していたのか、全て不明である。」と回答している。

また、申立人と昭和62年1月に同時入社したとする元従業員は、「採用月に厚生年金保険に加入になったが、それは手続誤りですぐ取消になった。同年5月から保険加入の話はあったので、同年1月26日から同年5月16日までの期間の未加入は明らかである。私も、同期間は加入していない。」と供述しているところ、当該元従業員の厚生年金保険の加入記録は、62年1月13日資格取得、同年同月26日資格喪失、同年5月16日に資格を再取得とされており、申立人の加入記録と全て一致しているほか、オンライン記録で同日に処理されていることが確認できる。

さらに、他の元従業員の一人は、「B社では、勤務する全ての従業員を厚生年金保険に一律に加入させていない。私も、採用と同時に加入していない。」と供述している。

申立期間③について、申立人の業務に関する記憶及び元従業員の証言から、申立人は申立期間頃、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の関係書類が残されていないことから、申立人が、当時、在籍していたのか、社会保険に加入させていたのか、厚生年金保険料を控除していたのか、納付していたのか、全て不明である。」と回答している。

また、元従業員の一人は、「申立人は知っているが、いつからいつまで勤務していたかは覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人の、雇用保険の記録における離職日は昭和63年2月15日となっており、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日である同年同月16日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月頃から34年5月頃まで

私は、昭和32年12月頃から34年5月頃までの期間、A社（現在は、B社）にC業務として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の所在地、申立人をC業務に誘ったとする元雇主及び元同僚の氏名に記憶があることから、申立人が申立期間頃、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の登記簿謄本から、申立期間当時の代表取締役及び申立人をC業務として誘ったとする元雇主は、いずれも既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態等について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、現在の事業主は、「申立期間当時、申立人の在籍、厚生年金保険への加入届出、同保険料の控除・納付について、経営者も会社名も変わり、当時の事情を知る職員もいない。また、当時の関係書類も残っていないため全く不明である。」と回答している上、申立期間当時の事務員は、申立人の記憶は無く、「会社は、複数の雇主が機器を持ち寄り、各雇主がC業務者を使用し、共同経営のような形で営業していた。私たちの給料日は月末であったが、雇主及び雇主に使用されていたC業務者に給料が支払われるのを見たことはない。会社に使用されているC業務者はいなかったと思う。」と供述している。

さらに、当時の元雇主の一人は、「会社を作った人は機器を持っていなか

った。会社の株を買った雇主たちが機器を持ち寄り、1か月2万5,000円の維持費を会社に支払って業務を行い、一人親方であった。各雇主は、それぞれの売上げの中から、使用していたC業務者の給料、諸維持費を支払っていた。厚生年金保険への加入については、会社と各雇主がどういう取扱いをしていたか分からない。」と供述している。

加えて、申立人は、「元雇主に誘われて、彼のC業務者をしていた。元雇主から給料をもらっていたので、元雇主に使用されていたと思っている。」と供述している上、申立人が、申立期間当時の代表取締役と記憶している者及び元同僚と記憶している二人は、当該事業所において、厚生年金保険の資格を取得した形跡は見当たらない。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 11 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 2 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 17 年 6 月 1 日の資格取得から 59 年 8 月 31 日の退職まで、転勤出向等があったが、未加入期間はあり得ない。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社B支店で勤務していた。」と主張しているものの、C社から提出された申立人に係る職員辞令原簿には、「昭和 52 年 9 月 10 日依願退職」と記載されている上、雇用保険の加入記録を見ると、同社D支店において被保険者資格を同年 9 月 11 日に喪失し、E社において被保険者資格を同年 9 月 20 日に取得していることが確認できることから、申立人が申立期間頃、E社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、E社は、昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、E社は、昭和 62 年 1 月 20 日にF社に名称変更し、平成 20 年 3 月 31 日に解散しており、当時の事業主等は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店での厚生年金保険の資格喪失日及びE社での被保険者資格取得日が申立人と同じである元同僚は、「B支店を辞める時に退職金をもらった。合理化でE社に籍が移ったが、同支店で同じ仕事をし、給料は下がった。」と供述している。

加えて、申立人及び前記の元同僚と同様にA社から関連会社であるE社に移籍した55人の厚生年金保険被保険者記録を確認したが、申立人と同様に昭和52年9月11日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に資格取得しているところ、連絡の取れた3人からは、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、「昭和59年8月31日まで働いていた。」と主張しているものの、E社における申立人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年2月26日で一致している。

また、申立人の国民健康保険の加入記録をG市に照会したところ、同市は、「申立人は昭和59年2月26日に加入している。」と回答している上、申立人は、雇用保険の基本手当を同年3月10日から60年1月3日まで受給していることが確認できる。

さらに、E社は、昭和62年1月20日にF社に名称変更し、平成20年3月31日に解散しており、当時の事業主等は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。